

非該当証明書

輸出貿易管理令別表第1の1から15までの項に係る非該当証明書

税関検査長へ:

当社は該非判定を行った結果、第1号から第15号には適用されないことを確認しました。第16号には適用されません。HMT-1 / HMT-1Z1 / Navigator 500 / Navigator 520 / Navigator Z1 / ARC 3 は生物兵器やミサイルなどではありません。規制対象機器の15カテゴリのMETI輸出管理リストに含まれるもの:

- | | | |
|-------------|---------------|----------------|
| 1. 武器 | 2. 原子力 | 3. 化学兵器と生物兵器 |
| 4. ミサイル | 5. 高度な材料 | 6. 材料処理 |
| 7. エレクトロニクス | 8. 電子コンピューター | 9. 通信 |
| 10. センサー | 11. ナビゲーション機器 | 12. 海洋関連 |
| 13. 推進装置 | 14. その他 | 15. デリケートなアイテム |

弊社のヘッドマウントタブレットコンピュータ、HMT-1 / HMT-1Z1 / Navigator 500 / Navigator 520 / Navigator Z1 / ARC 3 (ECCN:5A992.c、HScode:8471 30 0100)について、下記の通り非該当と判定致しました。

・貨物としての判定

判定項番: 輸出貿易管理令別表第1項、第2項、第4項、第7項 第8項、第9項、第10項、第11項、第12項

判定結果: 非該当

なお、輸出貿易管理令別表第1の16の項には該当しますが

以下の国以外に出荷される場合は、許可申請不要と判断します。

輸出令別表第3の2の国、地域

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン

・技術(役務)としての判定

判定項番: 外国為替令別表 第9項(1)(2)、第10項(2)、第11項(2)

判定結果: 非該当

・外寸と重量(概算)

製品名	外寸(幅×奥行×高さ)	重量
HMT-1、HMT-1Z1	292mm x 254mm x 76mm	765g
Navigator 500, Navigator 520	289mm x 254mm x 66mm	650g
Navigator Z1	372mm x 258mm x 80mm	920g
ARC 3	200mm x 105mm x 90mm	513g

日付: 令和7年12月4日

署名:


伊藤 信

伊藤 信

日本代表、北アジア リージョナルディレクター

RealWear, Inc.

RealWear Inc.

600 Hatheway Road, Suite #105

Vancouver, Washington 98661

600 Hatheway Road, Suite 105, Vancouver, WA 9